

## 第7章

# 日本の児童労働

——歴史にみる児童労働の社会・経済メカニズム——

藤野 敦子

## はじめに

世界における緊急課題のひとつとして、児童労働の撤廃が挙げられる。ところが、先進国に住むわれわれは、児童労働を、開発途上国独自の問題とみなし、無関心な傾向があるかもしれない。日本は、食料やその他原料を世界のさまざまな国に依存する輸入大国である。経済のグローバル化がますます進展するなかで、われわれ日本人の経済行動が開発途上国の児童労働の原因とかかわってしまう可能性が高まっている。翻って、国内に目を向けたとき、日本に児童労働は存在しないと決して断言できない。もちろん商業的性的搾取の分野の児童労働に関しての話である<sup>(1)</sup>。これもまた経済や人材のグローバル化の潮流、さらには近年のIT化と無関係ではない。

多くの先進国には、かつて国内における児童労働問題と闘ってきた歴史的経緯がある。本章では、日本が歴史のなかで経験してきた児童労働を振り返り、どのような社会・経済メカニズムで児童労働が生ずることになったのか、また減少していったのかを考察する。われわれ自身の歴史を振り返ることで、現代的課題としての世界の児童労働を再考するきっかけにしたい。日本の児童労働を減少させることに役立った過去の経験が現代においてもなお応用可能なのか、それとも限界があるのかを議論することは重要である。

歴史のなかで児童労働を考える際に、留意しなければならない点がある。現状と同様に、歴史のなかでも「子どもの仕事」がすべて禁止されるべき「児童労働」に該当するとはいえない点である。どこの国においても、教育が一般化する前は子どもたちが働くことは当然のことであった<sup>(2)</sup>。農業や漁業などにおいて、人々は家族を単位とし、協力して生計を営んできたからである。また、人々の職業選択の自由は乏しく、職業がほぼ世襲となっていたからである。子どもたちが働くことは、家族の一員として、当然のことであったし、子どもが親と同じ仕事を覚え、一人前になっていく重要な過程でもあったのである。

本章で取り上げる「児童労働」とは、序章で示した定義にならい、子ど

もの安全や健康、そして精神的・肉体的な点における子どもの成長を脅かす類のものである。現代的問題意識から、もう一度、歴史を振り返る作業をする。

ただし、この作業には限界がある。日本の児童労働の歴史のなかで、農業、漁業などに従事した子どもの状況を知ることは難しい。文献・資料上の制約のためである。そこで、本章では、児童労働の歴史全般を概観しつつも、近代の雇用労働を中心とした児童労働について考察している。

一般的には雇用労働につく子どもたちの実態は公にされやすいし、搾取的状況におかれることも多く、社会問題化しやすい。一方、農業・漁業で働く子どもたちの多くは親とともに家族労働という形態で働いていた。精神的、肉体的に成長を脅かされるほどに労働を強制されたケースは多くないかもしれないし、そうであったとしても、その実態は明らかになりにくいのである。

ところで、Saito [1996: 87] や斎藤 [1997: 227] によると、日本では、明治の産業革命期、欧米諸国同様、雇用労働としての児童労働が社会問題になったとはいえ、欧米諸国ほどにその割合が高くなかったとする。日本では古来より、子宝思想が存在し、子どもを大切にする規範が強い国であるといわれてきた<sup>(3)</sup>。また産業革命の後発国である日本では、普遍的な義務教育がすでに浸透していたため、産業革命期に子どもたちを労働の場へ追いやらなかったとも考えられている (Nardinelli [1990])。日本より早く産業革命を経験した欧米諸国では、産業革命期に児童労働が大きな社会問題として認知された後に、公的な教育制度が普及していくからである。

後に考察するように、子ども観、義務教育の浸透は、子どもを児童労働に追いやらない要因として重要である。しかし、もっとも児童労働が多くみられる産業革命期に、日本では欧米諸国よりも児童労働の割合が低かったことが強調される理由のひとつに、児童労働を学齢期以下の子どもたちの労働とみなしている点に注意しなければならない。産業革命を主導した日本の製糸業、綿紡績業は15歳以上の比較的年齢層の高い少女たちの労働力によって支えられていた。

われわれは彼女たちの劣悪な労働条件や労働環境を看過することができ

ない。彼女たちは、債務奴隷のような雇用関係のもと、働いてきた。肺結核などの深刻な病気や性的虐待を受ける危険にさえもさらされていた（犬丸 [1998: 下巻, 付録 I]）。現在でいうところの、18歳未満の児童を対象とした「最悪の形態の児童労働」と考えることも可能なのである。そこで、本章では、明治の産業革命期の製糸業、紡績業の比較的年齢層の高い少女たちをも含めた議論をする。

日本の歴史のなかの児童労働を概観したとき、女子の割合が多いことに気づかされる。子どもが児童労働に従事するか否かに関して、ジェンダーが重要な決定要因となり得ることがしばしば指摘されている（UNICEF [2006]）。現在、多くの開発途上国において、女子の方が男子より、教育期間が短く、早く働かせられる傾向がある。日本の過去の例は、女子の方が男子よりも児童労働に従事しやすい理由に対して理解を深める一助になるだろう。

本章では、時代を大きく、近世以前、近代、現代に分け、日本における児童労働の歴史を概観していく。

## 第1節 近世以前の児童労働

### 1. 近世における児童労働とは

近世以前、子どもが働くことは当たり前であった。そのようななかで、われわれが現代の視点から「児童労働」と指摘しなければならないのは、平安時代後期頃から盛んになり、江戸時代に入る前まで続いた「人身売買による児童の強制労働」、江戸時代以降の「遊女」、江戸時代後期に現れた「子守」ではないだろうか。以下で順にその状況を考察する<sup>(4)</sup>。

### 2. 児童労働の状況

#### (1) 人身売買による子どもの強制労働

日本において、人身売買の歴史は古く、720年に完成したといわれる『日

本書記』に、すでに子どもの売買に関する記述がある（牧 [1971: 12]）。平安時代後半から室町時代、すなわち12世紀から16世紀にかけて、とくに子どもの人身売買にまつわる物語、謡曲などを多くみつけることができる。たとえば、森鷗外が書いた小説に、鎌倉時代後期、すなわち14世紀に成立したといわれる説経節を題材にした『山椒大夫』（1915年）がある。山椒大夫という男が2人の幼い姉弟を買い取り、奴隷として酷使したという話である。

実際、12世紀頃から日本において、労働力の供給、取得を目的として、子どもの誘拐や売買が盛んに行われ、組織化されていた。人身売買は、日常茶飯事であったとみることができる。不作や飢饉の難を逃れるため、親が子どもを売るということも少なくなかったようである。時の権力、鎌倉幕府は、人の売買に携わる仲介人「人商人」に対しては、厳しい法律をつくり、禁制を繰り返した（牧 [1971: 34-38]）。

売られた子どもたちは、何をしていたのだろうか。子どもたちは、東北、北陸、山陰、九州など慢性的に労働力が不足している辺境地に売られ、農耕、牧畜、柴刈り、水くみ、家庭の雑事などに従事させられた。辺境地には常に労働需要があったのである（牧 [1971: 41]）。

16世紀後半、ポルトガルとの貿易が盛んになるとともに、多くの子どもたちが、国内に限らず、世界各地に奴隷や傭兵として輸出されるようになった。日本人の子どもたちが世界各地に散在していたというのである（池本ほか [1995: 158-159]、岡本 [1934: 9]）。ポルトガルの海外進出にともない始まった奴隷貿易システムのなかに日本も組み込まれることになったのである。豊臣秀吉は、1587年宣教師追放令のなかで人身売買を禁制したが、日本は結局、鎖国体制に踏み切り外国との貿易を幕府の監視下におくことによって、日本人を奴隷として輸出するという事態を收拾せざるを得なかった。

人身売買はもちろん子どもに限ったものではない。大人も取引の対象となった。時の権力は、人身売買に対し、何らかの規制を加えてきたものの、それらがなくならなかったのは、「労働市場」が未発達であったこと、労働需給を埋める手段がほかになかったことからである。とくに子どもの需要

が高かった理由は、調達のコスト面が考慮されたからとみられる。労働力として未熟である子どものコストは大人より低かったのであろう。また、子どもが従順そして「無知蒙昧」であると考えられていたことが取引コストを下げている可能性もある。さらに、労働需要側に労働力をストックする意図があったことも考えられるだろう (Hindman [2002: 9])。

## (2) 遊女

16世紀後半、江戸幕府は奴隷の保有、人身売買行為に対して厳禁し、人身売買を行うものは死罪とした。この強い禁制や実物経済、貨幣経済の発展によって、雇用関係が徐々に変化を遂げていく。つまり「人身」そのものの売買ではなく、「労働力」の売買への移行である。たとえば、商工業を志す子どもたち、とくに男子は、一定期間住み込みで働き、食事や日用品を支給されながら、上の者に仕えつつ、職業を習得していくという、いわゆる年季奉公制度のなかにおかれることになる。このように人身売買に代わり、労働供給側にもメリットがある、年季奉公制度が江戸時代に確立された。

ところが、遊女の場合には、比較的短い年季で技能を習得していくことのできる一般の年季奉公とは明らかに異なる契約であった。遊女奉公は、一般の奉公に比べ長い年季の奉公であり、親の手にする身代金(前借金)もはるかに高かった(牧 [1971: 145])<sup>(5)</sup>。また、年季が終わっても、戸替えと称し、奉公先を次々に変えていった(脇田ほか編 [1987: 133])。実質的には、人身売買と変わらなかったのである。

実は江戸幕府は、人身売買に対し、非常に厳しく対処したが、貧しい農民の娘や都市の下層民の娘などを「遊女として売る」に等しい契約形態を承認していた<sup>(6)</sup>。その背景に、江戸幕府が創設した遊郭の存在がある。17世紀に入り、江戸幕府は遊女を公認した遊郭に集めることで規制し、税を課すとともに社会秩序を保つことにしたのである<sup>(7)</sup>。しかし、この制度を維持するためには、遊女が一定数、常に供給され続けなければならなかった。

つまり、江戸幕府は人身売買の禁制には強く臨んだが、遊郭の存在は必要不可欠であり、その効用を認めていた。このため、逆説的にもほぼ人身

売買と変わらなかった契約、いわゆる「身売的年季奉公契約」が社会のある一部分において強固に存続することになったのである<sup>(8)</sup>。ただし、遊郭以外で商売する非公認の遊女に関しては、取り締まりの対象になった。彼女たちは、専業の娼婦として考えられていたからである<sup>(9)</sup>。

公認された遊郭の遊女は、おおよそ13、14歳ぐらいから23、24歳ぐらいまで、奉公する（脇田ほか編 [1987: 132]）。ところが、遊女奉公のために売られる娘はそれよりも幼い場合が多い。少女たちは、まず年長の遊女に仕えながら、遊女になる修行をした。いわゆる遊女の予備軍となったわけである。彼女たちの多くは農村の貧しい百姓から送りこまれてきたとされる<sup>(10)</sup>。

遊女概念は、時代とともに変化する。近世初頭は、公認された遊郭の遊女は諸芸に秀でた芸能者であり、必ずしも、娼婦であったとは限らない。むしろ、遊女たちは世の女性の手本のような存在だったといえるだろう。ところが、遊郭の大衆化とともに、公認された遊女と非公認の遊女との区別が徐々に薄れ、江戸時代後半、すなわち、18世紀後半には、遊女全体が娼婦を指すようになる（曽根 [2003: 22-28]）。

江戸時代後半、度重なる飢饉などで、人々の生活が困窮していくと、墮胎や間引きや嬰兒の遺棄が広まっていった（鬼頭 [2000: 207-208, 215-216]）。この時、女子が犠牲になることが多く、とくに生活水準の低い東北地方においては顕著に出生比に偏りがみられる。つまり、女子よりも男子が多いのである。しかし、ある特定の地域、すなわち、遊女として娘を売ることが可能な地域にあっては、墮胎や間引きは少なかったとされる（井上 [1967: 161], 落合 [1994: 427]）。

貧困家庭の娘は遊女として売られるのはやむを得ないという社会通念や、身を売って、親・家族を救うのは女の美德であるとの考えが、この時代の社会の矛盾を正当化することを助けた。少女たちが自らの意思とは無関係に売買され、遊女となっていくには、社会のイデオロギー、倫理観のようなものによって裏打ちされなければならなかったのである（牧 [1971: 145], 後藤 [1987: 21-22]）。

### (3) 子守

江戸時代後半、すなわち18世紀後半には、少女たちを子守として雇用する風習、子守奉公が現れてくる。1562年より35年間にわたり、イエズス会の宣教師として日本で布教活動を行ったルイス・フロイス (Luis Frois) は、その著書『ヨーロッパ文化と日本文化』のなかで、こんな風に書いている。「日本ではごく幼い少女がほとんどいつでも赤児を背についていく」(フロイス [1991: 61])。

18世紀後半までは、子守が重要な子どもたちの仕事であったと思われるものの、まだこの時代には、親が農作業をしている合間に年長の子どもに任された家事労働のひとつに過ぎなかった。ところが、18世紀後半以降、目覚ましく商品経済・貨幣経済が発達し、貧富の格差がみられるようになる。子守を雇用することのできる中小地主や商人、月給生活者などが生まれてきた一方で、土地をもたない小作人たちは、生まれてきた子どもを口減らしのために、とくに女の子どもを手放さざるを得ない状況がでてきたのである。このようななかで、少女の子守が増加していった。これは20世紀前半まで続いた(赤松 [1994: 107])。

貧しい家庭の女子は5, 6歳にもなると子守奉公に出され、3年、5年、10年の契約などで働かされた。契約を終え、家に戻る者もいたが、子守たちは口減らしのために奉公に出された場合もあったため、次から次へと雇用主を変える者もいたし、同じ雇用主のもとで、次から次に生まれた兄弟姉妹の世話をする者もいた。15, 16歳になると、女中としても扱われたという(玉野井 [1995: 523], Tamanoi [1991])。

少女たちの思いは、「子守唄」として現代まで歌い継がれているものに如実に現れている。子守唄には赤ん坊を眠らせたり、あやしたりするものと、子守奉公する少女たちが自分自身のために歌う労働歌、あるいは抵抗の歌としての側面をもつものがある。1772年に刊行された民謡集『山家鳥虫歌』には、「子守の勤めやいやなものだ、主人にしかられ、背負う子にはいじめられ、いわれない噂を立てられる」というような子守歌がある。子守歌には子守の過酷な現実や雇い主に対する批判、望郷の念などが表現された(赤坂 [2006: 16])。

近代化の波のなかで、子守をしていた少女たちは、紡績工場の女子労働者に吸収されていくことになる。赤松 [1994: 92] は、紡績工場の女工小唄（女子労働者の労働歌）と子守唄に多くの共通点を見出し、彼女たちは出身基盤や生活環境を同じくしているとの見解を示している。

## 第2節 近代の児童労働

### 1. 明治維新から工場法成立（1868～1911年）までの児童労働

#### (1) 雇用労働者としての児童労働の増加の背景

この時期以降、雇用労働者としての児童労働が現れ、増加していく。その労働需要側の要因として挙げられることは、日本に、軽工業を中心とした産業革命が起こり、低廉で低賃金の労働力が多く必要であったことである。近代的な産業は潜在的な雇用機会を多くもっていたが、海外との厳しい競争にさらされ、そのような労働力に限定せざるを得なかったのである。

また、明治時代に入ると、国策として1869年に墮胎禁止令が出された。これまで頻繁に行われていた墮胎、子殺しが減少し、出生の男女比が小さくなるとともに、出生率が高まっていった（関山 [1958: 267]）。関山 [1958] によると、1732年では、男子100の出生に対し女子は86.66であったが、1872年には女子が97.13になっているとしている。また、内閣統計局「人口動態ニ関スル統計材料」（維新以後帝国統計材料彙纂 第四輯）によれば、明治初め頃の1872年に16.3%であった出生率が継続的に上昇し、1889年には30.7%にまで上昇している。つまり労働供給側の要因としては、子どもの数の増加、とくに女子の増加が挙げられよう。

さらに、明治期以降の農村の窮乏が挙げられる。1880年代に実施された松方正義によるデフレーションを誘導する財政政策が、米など農産物価格を暴落させたからである。その結果、農村から都市へ職を求めて移動する者たちが急増した（石崎 [2011: 178-179]）。そのなかに、家計を支えるため、都市の製糸工場や紡績工場に出稼ぎに行く少女たちがいた。あるいは、農

地を売り払い、都市部で労働者として働く男女もいた。かれらは、自分たちの子どもに教育を受けさせる余裕もなく、子どもも含め一家総出で、働かざるを得なかったのである。

## (2) 児童労働の状況を知る文献

日本の産業革命期における児童労働の状況を知るための主要な文献は2つある。ひとつは、19世紀後半頃の日本における新旧下層社会の生活や労働状態を明らかにした横山源之助による『日本の下層社会』（初版1899年）である。またひとつは、1901年に農商務省が実施した労働事情の調査の結果を報告した『職工事情』（初版1903年）である。

これらの2つの文献から、日本では、マッチ、段通<sup>(11)</sup>、煙草、製糸、綿紡績、硝子、印刷の各工場において、多くの児童労働がみられたことがわかる。横山は、マッチ工場、段通工場は各種工場のなかでも、とくに幼い子どもが多く働いていたと指摘している（横山 [1949: 162-163]）。また、製綿、製紐<sup>せいひも</sup>、メリヤス、和紙、洋傘骨、花筵<sup>はなむしろ</sup>など、その他雑種工場においても、子どもたちが働くことが常態化しているとしていると述べている（犬丸 [1998: 中巻, 313]）。さらに19世紀末時点では、重工業の分野は未発達であったが、鉄工業（造船、車輪製造）においてもわずかに児童労働がみられるとしている（犬丸 [1998: 中巻, 58]）。

本節では、これら2つの文献で児童労働の様子が詳しく述べられている、マッチ、煙草、製綿、製紐、メリヤスなどのその他雑種工場、製糸、綿紡績、硝子、印刷、鉄工業における状況を中心に考察する<sup>(12)</sup>。

## (3) 各工場での児童労働の状況

### ① マッチ工場、段通工場

産業革命初期には、雑工業的な化学工業の工場が多く、マッチ工業はその代表的なものであった。マッチ工場では安い労働力を大量に必要とするため、大阪、神戸などの都市下層民の住む貧民窟を選んで建てられた。世帯主の収入が低く、子どもを含めた一家総出で働かなければならない世帯が多かったのである（横山 [1949: 159]）。

『職工事情』では、1900～1902年の関西14の工場、労働者総数5330人に関する調査をまとめている。そこでは、10歳未満の男子労働者は62人（全労働者の1.2%）、女子労働者132人（同2.5%）、10歳以上14歳未満の男子労働者は196人（同3.7%）、女子労働者は613人（同11.5%）と報告されている（犬丸 [1998: 中巻, 169-170]）。全体のなかでの14歳未満の労働者の割合は低いが、女子の14歳未満の労働者の数が男子よりも多く、その割合が高いことが示されている。

マッチ工場での仕事は、軸揃え、軸並べ、頭薬づけ、乾燥、箱詰め、包装などである。軸揃え、軸並べ、箱詰めなどは経験、熟練の必要のないきわめて単純な手作業である。これらは、おもに女性労働者の仕事となっている一方で、頭薬づけ、乾燥、調合法などはおもに男性労働者の仕事となり、職務内容により男女の仕事が明確に分かれる傾向があった（犬丸 [1998: 中巻, 167]）。

おもに女性労働者が行う仕事は、きわめて単純な作業であったため、雇用主にとっては、雇用する労働者が成人女性であろうが、子どもであろうがさほど重要でなかった。女性、子どもの労働力がほぼ代替的な関係にあったといえる。そこに児童労働のニーズがあった。

また、マッチ工場の仕事がきわめて単純な作業であるにもかかわらず、機械化が進んでいなかったことも重要な点である。1890年代初めに、ドイツにおいて製軸作業機が開発されたことにより、単純作業部分が機械化され、女性ならびに子どもの労働者数が減少するものとみられたが、これら工場では、ドイツ製の機械を導入できたところは、ごくわずかであった（犬丸 [1998: 中巻, 168]）。依然、マッチ製造は、労働集約的な産業であり続け、児童労働のニーズはなくならなかったのである。

さらにマッチ工場での賃金の支払いは、男性労働者の場合には、日給または月給制となっていたが、おもに出来高払い制となっていた（犬丸 [1998: 中巻, 173]）。出来高払いの賃金であることが子どもの労働供給を高めることにつながったと考えられる。子どもたちは、通学しながらも、学校の行き帰りに仕事をし、それに相当する賃金を得ることができたからである。『職工事情』では、学校に行く前の1, 2時間仕事をし、また放課後にやっ

てきて夕暮れまで労働する子どもがあったとしている。また、7、8歳の子どもが多数工場に出入りし、日銭を稼いでいたとも報告している。

段通工場もマッチ工場と事情がよく似ている。段通織物業はすべて手工業であり、その仕事はきわめて単純であるために、子どもたちが多く働かされる場であった。母子姉妹みな工場で働く家庭もあったとされる。1900年における大阪堺の工場、労働者総数9014人に対し、10歳未満の男子労働者は279人（全労働者の3.1%）、女子労働者は653人（同7.2%）であり、10歳以上14歳未満の男子労働者1095人（同12.1%）、女子労働者2544人（同28.2%）であった（犬丸 [1998: 上巻, 306-307]）。やはり全労働者に占める子どもの割合は、女子の方が男子よりも高い。

最年少者は6、7歳であり、もっともこの仕事に適する年齢は12、13歳であるといわれていた。仕事は単純であっても、労働時間は12時間にも及び、決して軽易なものではなかったとされる。とくに、膝を曲げ、膝で立って一日中仕事をするので、子どもたちの発育に害を与えていたとしている（犬丸 [1998: 上巻, 307]）。

## ②煙草工場、その他雑種工場

1900年における10の煙草工場の労働者総数5742人のうち、10歳未満はほとんどいないが、10歳以上14歳未満は女子労働者329人（全労働者の5.7%）、男子労働者9人（同0.2%）とされている。また、全国工場統計によれば、14歳未満の男女は1434人（同13.0%）おり、うち女子労働者が70%を占めているとされている（犬丸 [1998: 中巻, 228-229]）。

煙草工場においても、機械を操作する部分は男性労働者、巻詰めや箱詰めは女性労働者と職務内容によって男女の仕事が分かれていた（犬丸 [1998: 中巻, 230]）。煙草工場の多くが、12歳未満の子どもは採用しないと募集条件において定めていたが、これは有名無実であったと記述されている。ただある工場においては、この条件を実行していたのだが、その理由は、まったくの損得計算によるものであり、12歳未満の子どもを雇用してもむしろ損をするからというものであったという（犬丸 [1998: 中巻, 240]）。

巻詰めに関しては、工場と内職人との間に仲介者がおり、工場より一定

の仲介料をもって引き受け、内職人に分配していた。内職人は自宅において、家事・子育ての傍らこの仕事をしていた。なかには看板を掲げ、近隣の子どもたちを集めて、巻詰めさせる者があり、6,7歳の子どもも少なからず、やってきていたとする(犬丸 [1998: 中巻, 231])。

製綿、メリヤス、製紐、花筵などの工場の主要なる作業もまた女性労働者によってなされていた。1900年の製綿、製紐、メリヤス、刷子、電球、マッチ軸の18の工場の労働者総数3431人のうち10歳未満の女子労働者は17人(全労働者の0.5%)、男子労働者は0人、10歳以上14歳未満の女子労働者は436人(同12.7%)、男子労働者90人(同2.6%)となっている(犬丸 [1998: 中巻, 328-329])。

女性労働者の多い工場では、女性たちが子どもをともなってやってくるため、子どもも仕事に従事すると述べられている(犬丸 [1998: 中巻, 325])。以上の工場において、機械の使用や腕力の要する仕事はわずかであり、それ以外の仕事は、単純な作業であった。自宅の一部や自宅の付属建物を工場とすることも多く、煙草の巻詰め同様、子どもたちも内職として仕事にかかわることができたのである<sup>(13)</sup>。

力が要らないこと、知識や技術が要らないことは女性労働者への需要を高める。そして女性労働者とほぼ代替関係にある児童労働の需要をも高めるのはマッチ工場での状況と同じである。また、母親が内職として請け負う仕事に子どもは参加しやすい。また雇用主は、労働者の労働環境や労働時間など労働状況をまったく管理する必要がなくなる。このような状況下において、児童労働が起りやすいことも見逃すことができない。

### ③製糸工場、紡績工場

製糸業は、中小工場が多く、機械化の導入が緩やかであったが、その輸出額は巨額であった。1989年の農商務省の調査によれば、10人以上の労働者を雇用する工場での労働者総数はすでに10万7841人であり、当時の日本の工業のなかでもっとも多くを抱えた産業であったといえる(犬丸 [1998: 上巻, 221])。一方、紡績業は機械化の進展が激しい成長産業であると同時に、日本の産業革命を牽引する産業であり、年々労働者数が増加

していったとされる（細井 [1954: 29,36]）。それぞれ特徴は異なるが、これらの産業が日本の19世紀後期から20世紀前期にかけて産業革命をもたらした非常に重要な産業であるといえる。

農商務省によれば、製糸工場で働く労働者の93%が女性、紡績工場においても78%が女性であるとしている<sup>(14)</sup>。そもそも、糸を紡ぎ、機を織ることは、古くから女性の仕事とされ、江戸時代後期には農家の副業として女性たちが担っていた。また、製糸業は、手先の器用さが求められる手工業であったのに対し、紡績業は最新式機械リングによる機械化のため、熟練や肉体労働を必要としない産業であった。これらの理由からも、どちらの産業も男性よりもむしろ女性に対する需要が大きかった。そしてこれらの工場で働く、女子労働者、いわゆる女工の多くが貧しい農家の娘であり、口減らしと親への送金のため出稼ぎとして連れてこられた者たちだとしている<sup>(15)</sup>。

欧米諸国よりもはるかに遅れて産業革命を経験した日本は激しい国際競争のなかで、とにかく低廉な商品を海外に輸出しなければならなかった。低廉な商品の生産のためには、低賃金と長時間の労働力が不可欠であった（西成田 [1988: 21]）。ここで、欧米諸国同様、児童労働への需要が生まれることになる。

ただし、学齢期以下の労働者の割合は高くない。製糸工場の女子労働者の多数は16、17歳であったとされている。1898年における長野県205の製糸工場および、その他の29工場の労働者総数2万9555人に対し実施された調査によれば、10歳以上14歳未満の女子労働者は2440人（全労働者の8.3%）、10歳未満の女子労働者はわずか150人（同0.5%）と報告されている<sup>(16)</sup>。同じく関西16の紡績工場、労働者総数2万7412人に対し行われた調査においても、紡績工場働く労働者の過半数が20歳未満でほとんどが女性とされるものの、14歳未満の女子労働者は2489人（同9.1%）、10歳未満はきわめて少ないと報告されている（犬丸 [1998: 上巻, 20]）。

製糸工場の場合、14歳未満の女子労働者は年長の労働者のもっている釜に繭を配布したり、不要になったさなぎ、ゴミを収集したりする作業に従事していたという。彼女たちは、「養成工女」「練習工女」などと呼ばれ、

徒弟として、その技術が熟練に達するまでは下働きをし、技術を修得後、「普通工女」として働くことができたのである（犬丸 [1998: 上巻, 225]）。紡績工場では、労働力不足が常となっており、年少の子どもを採用した場合はとりあえず軽作業につかせ、成長を待って「普通工女」として使ったとされる。労働力のストックとして、児童労働の需要があったといえるだろう（犬丸 [1998: 上巻, 33]）。

10歳未満が非常に少なかった労働需要側の理由としては、製糸業の場合、器械よりも精巧な技術を要する作業の性質上、年少の子どもを雇用することが工場主にとって利益にならなかったということが挙げられる<sup>(17)</sup>。

また、採用の方法が関係していると考えられる。紡績工場、製糸工場とも女工は通勤制、寄宿制の2つによって採用されていた（犬丸 [1998: 上巻, 83-110, 240-256]）。紡績工場は、とくに労働力不足に悩まされており、全国各地から労働者を応募していたからである。英国や米国における紡績工場のように年少の子どもも含め、一家総出で働くような状況とは異なっていた<sup>(18)</sup>。ある一定の年齢に達した女子が家計を支えるため、地方の貧しい家を出て、工場の寄宿舎に入り働いたのである。これは遊女や子守同様、家族にとっては口減らしを意味していた。さらに、製糸業、紡績業ともに各工場が、募集条件において最低年齢を決めており、その大多数が12歳から14歳となっていたことも関係しているだろう（犬丸 [1998: 上巻, 225]）。

労働供給側の理由もある。Saito [1996] や齋藤 [1997] では、日本における19、20世紀の製糸・紡績工場の児童労働に関して、欧米のように学齢期以下の子どもはほとんど働かせなかった理由は、日本の家族観、あるいは子ども観によるものだとする。日本の場合、国民の大多数の間で、家の永続を願う志向が強く、家族のきずなも強い。父親の収入が不安定な場合には、まず母親が、そしてその次に12歳以上の子どもが働きに出て、それでも不足する場合には、12歳未満の子どもが働きに出るとした（齋藤 [1997: 217-219], Saito [1996]）。

ところで1907年には義務教育が4年から6年に延長され、統計上、女子の小学校就学率が97%となっている。1872年の学制頒布以降、国民がみな身分、性別に関係なく、教育を受けることが義務づけられてきた。義務教

育の効果も大きかったと思われる。ただし、女性の場合、親、夫のためにすべてを犠牲にすることが美德、男性と同じく学問することは誤りとの考えが強かった（三好 [2000: 86]）。家制度が存続することが最優先されたのである。紡績業の女工の場合には、41.5%が一度も学校に行かない者であり、50.4%が小学校中退者であるとする。つまり、多くの女工は、一度は、教育の場に入ったとしても、働ける年齢に達すると就学をやめ、家計のために働かされたのだと考えられる（犬丸 [1998: 上巻, 418], 三好 [2000: 126]）。

これら工場で働く女工の様子は、『職工事情』以外にも細井和喜蔵が労働者の立場で女工の労働生活や考え方を書いた『女工哀史』（初版1925年）や山本茂実が製糸業を支えた数百人に上る女工の聞き取り取材をもとに書いた『あゝ野麦峠——ある製糸女工哀史——』からうかがえる。

彼女たちの労働条件、労働環境はどのようなものだったのだろうか。紡績業においては、高価な輸入機械を24時間休みなく動かすことによって、効率性を追求した。そのため、深夜業をすることになる。成長期の少女にとって、これは過酷なことであり、紡績工場では肺結核などの呼吸病が絶えなかったという（石原 [1970: 174-198]）。製糸工場においては、深夜業こそなかったが、労働時間は最低13時間、繁忙期には、17、18時間にもなった<sup>(19)</sup>。

女工たちが容易にこの苦境から逃れることができなかったことも重要な問題である。雇用主と親との間に雇用契約が結ばれており、多くの場合、働く前に親に身代金（前借金）が渡されていたためである。契約期間中の退職の厳禁、違反した場合の賠償金の支払いが取り決められていた。女工たちは、およそ債務奴隷として扱われていたのである。女工の獲得が困難になっていくと、女子誘拐という事例も増加していったのであった。

産業革命を牽引するこれらの産業では、常にその労働需要に対し、労働供給がともなわなかったのであるが、そのミスマッチを解消する自由な労働市場がなお欠如していた。労働供給不足を補うのは、おもに募集人（仲介者）の仕事であった。つまり間接雇用によって女工の多くは集められていたのである。募集人は、甘言・欺瞞によって地方で職工を募り、莫大な手数

料を受け取っていた（西成田 [1988: 17-18]）。

また募集人のなかには、女工だけでなく、娼婦（遊女）に対する募集も行う者もいた。1872年、明治政府は人身売買の禁止、娼婦の解放を法によって定めた。そこで、娼婦は自由意思に基づいて働く者とされたが、身代金による雇用契約は依然存続していたのである。当時の娼婦と女工は、よく似た境遇におかれていたのである（細井 [1954: 166-177]）。

#### ④硝子工場、鉄工場、印刷工場

硝子工場には男子の児童労働が多くみられた。硝子工場で働く労働者自体、男性が95%を占めていたためである。1902年に調査した東京および大阪の硝子工場の労働者総数3960人のうち、10歳未満の男子労働者は278人（全労働者の7.0%）、10歳以上14歳未満の男子労働者は1199人（同30.3%）にもなっていたとしている（犬丸 [1998: 中巻, 66-68]）。

鉄工場においては、14歳未満の労働者はすべて男子であったが、その割合はこれら2つの産業に比べ少ない。機械、造船、車輪製造の大阪の鉄工所8工場での調査の労働者総数7629人のうち、10歳未満はおらず、10歳以上14歳未満の男子労働者は62人（同0.8%）であった（犬丸 [1998: 中巻, 20-21]）。鉄工業は重工業の分野になるが、まだ、19世紀の時点では未発達であったことが関係しているだろう。

印刷工場については、16の印刷工場における労働者総数3238人に対する調査によると、男女とも10歳未満はわずかであるが、10歳以上14歳未満の労働者は、男子労働者292人（同9.0%）、女子労働者は186人（同5.7%）であったとしている（犬丸 [1998: 中巻, 264-265]）。

これらの産業のなかで働く子どもたちは、まず徒弟制のなかにおかれはするが、最終的には熟練工をめざしていくことになる。見習い工の時期は、手当として衣食住と、わずかな小遣いが与えられるだけであるのに対し、危険をともなう仕事にも従事せねばならない。しかし、将来、熟練工になることを自ら希望して、働く者が多かったのである。

鉄工場、印刷工場のなかには労働組合が組織されている場合もあり、紡績工場や製糸工場といった女子労働者中心の産業よりもはるかに労働条件

がよかったとされる（犬丸 [1998: 中巻, 25-26]）。紡績工場や製糸工場で用いられてきた募集人（仲介人）による採用ではなく、現在、工場で働く労働者による紹介や広告掲示による採用方法であり、本人と工場が直接に契約を交わすことが一般的であった。誘拐や脅迫などはなかったとされる。

当時、労力のいる仕事、あるいは知識・技術の必要とする仕事は男性、手の器用さが求められる仕事は女性と明らかに男女間で職域が分かれる傾向があったのだが、硝子、鉄工業などは一般的に男性の仕事と考えられるものであった。横山 [1949: 242] は、産業革命初期の産業の様子に関して、「婦女子が多く雇用されているのは、わが国の産業が幼稚であることを意味している」としたのである。

## 2. 工場法成立以降（1911～1945年）の児童労働

### (1) 工場法は児童労働を減少させたのか

年少者、婦女子の保護を目的とする法案、いわゆる「工場法」は日本では1887年にすでに起案されていたのだが、成立したのは1911年、施行されたのは1916年になってのことであった。起案から施行まで随分の時間を要したといえる。

ところで、日本よりも1世紀以上も前の1802年、英国において、初めて児童労働を規制したいわゆる「工場法」が成立している。1841年にフランスでも「工場法」が成立した。

英国やフランスでは、産業革命期に工場で雇用労働として働く、年少の児童の割合が高かった。英国では、1760年代から産業革命が始まったとされるが、1817～1839年の家計データでは、工場労働者世帯では、5歳から9歳までの子どもに関しては21%、10歳から14歳までの子どもに関しては、100%が雇用労働者として働いていたとの報告がある（斎藤 [1997: 224]）。フランスでは、19世紀前半に産業革命が始まるが、1823年、アルザス地方のオー・ラン県（Haut-Rhin）にある各紡績工場での調査の結果、全雇用者に占める12歳未満の子どもの割合がもっとも高かった工場では、37%に上っていたとする（Chassagne [2003: 3]）。また、1820年代前半のアルザス地方

の紡績工場において、16歳未満の子どもが全雇用者の30~40%を占めていたとの報告もある（齊藤 [1999: 59]）。

英国では、1802年以降、この法律を繰り返し改正し、児童労働に対処してきたが、とくに1833年の工場法によって児童労働問題は大きく改善されたといわれている。工場監督官制度が導入され、工場の状況を監視したことがこの法律の実効性を高めたからである（斎藤 [1997: 226]）。

1833年の法律は、織物工場で働く9歳未満の子どもの労働を禁止、9歳から13歳までの子どもの労働時間を週48時間、1日最高9時間に制限し、14歳未満の子どもには毎日2時間の就学の義務を課すものであった。その後、1853年の改正によって全産業にまで適用範囲が拡大される。さらに1878年には関連する法律が整理統合され、新たな工場法に置き換わり、ここで、全産業における最低就労年齢が10歳と定められたほか、10歳以上14歳未満の1日の労働時間が通常の労働者の半分（half-time）までに制限される。英国の場合、工場法の度重なる強化と1870年代の義務教育の浸透によって1870年代後半には、半日単位（half-time）で働いていた子どもも含め、子どもの労働者が若年労働者へと代替されるようになっていった（武居 [2003]）。

フランスでは、1841年の法律によって、最低就労年齢が8歳とされ、8歳以上12歳未満の労働時間を1日8時間、12歳以上16歳未満の労働時間を1日12時間に制限した。しかし、この法律には、英国のように厳格で独立性のある監督官制度がおかれることはなく、法律の効果はみられなかった。その後、1874年に監督官が、1892年に労働監督局が制度化され、児童労働に対する監視体制が整い、児童労働が減少する（Minard [2011: 78], Chassagne [2003: 4]）。しかし、児童労働減少の要因に占める法整備の効果は、工場の機械化の進展ほどに強いものではなく、工場で児童労働がみられなくなったのは、第一次世界大戦（1914~1918年）の前である（Chassagne [2003: 4]）。

日本では、工場法の起案当初は、英国の状況をふまえ、厳格なものであった（権世 [1972: 20], 石井 [1992: 78-85]）。しかし、産業界、とくに繊維業界の猛反対を受け、主要な部分が骨抜きされ、いわゆるザル法的な性格を帯びていく。ただし、工場法施行にあたり、英国、フランスのように中央、地方に工場監督官がおかれた。以下、1911年成立の日本の工場法について

みてみよう。

まず、12歳未満の児童労働を原則禁止したが、軽易な作業の場合には、10歳以上であれば、許可した。また、常時15人以上の労働者のいる工場には適用するが、14人以下であれば、除外された。結局、児童労働を全面的に禁止したわけではなかったため、当時6年間となっていた義務教育期間との整合性の問題が出てくることになる。

そこで、工場主が義務教育を終了しない子どもを雇用する場合には、工場内において小学校の教育を教える教育施設を設けることや工場近隣の小学校に通学させることを条件として、その雇用が許可されたのである。

12歳未満の児童労働がすべての工場で完全に禁止されたのは、1926年になってからのことである<sup>(20)</sup>。また深夜業に関しても昼夜連続の業務を二交代制で行う場合には、子どもであれ、女性であれ、深夜業をすることは認められた。子どもの深夜労働が全面的に禁止になったのは1929年のことである。

1911年の工場法の成立、そして1916年の施行によって、児童労働は減少したのだろうか。まず、より労働条件の悪い非適用工場などへ移動していったに過ぎないとする田中 [1967] の見方がある。

田中 [1967] によると、1913年工場法適用工場における14歳未満の労働者は5万5329人であったが、1921年には1万9445人と激減しているとしている。ところが、1919年3月農商務省が工業部門に限定しないで調査した結果、全国に14歳未満の労働者は24万4000人おり、とくに12歳未満の労働者数は男女合計で約7万人いたとする<sup>(21)</sup>。そのなかでもっとも多いのが子守奉公、2番目がその他に分類されるもので、3番目が工場労働者となっている。子守奉公については、女子の数が男子の数の約4倍、報告されているが、このように適用工場で働いていた学齢期以下の労働者は、適用を受けない場に労働移動したと推定され、田中は、「工場法が児童保護の役割を微弱にしか果たせなかったのではないか」と結論づける。

## (2) 軽工業から重工業への変化と児童労働

1909年の時点で、産業別生産額の割合をみると、製糸業、綿紡績業を中

心とする紡織工業の比率は51%を占めていたが、金属機械器具工業の比率は10%に過ぎなかった。ところが、1935年には、紡織工業が32.3%に対し、金属機械器具工業が31.0%となり、1940年には金属機械器具工業が49.3%、紡織工業は17.1%と完全に逆転してしまう（西成田 [1988: 321]）。昭和恐慌とそれに対する打開策として発生した満州事変をきっかけとし、軽工業から重工業への産業構造の大転換が起こり、労働力の質が大きく変容する。

工場法によって、新たに働き出す子どもたちは減っていったが、工場での児童労働が減る大きな理由はやはり産業構造の転換、すなわち産業全体の技術水準の向上なのである。それとともに女性労働者が減少し、そのため児童労働、とくに女子の児童労働が減少していったのである。

しかしながら、農家の困窮がひどかった場合に、農村からの少女の身売りは相変わらず存在した。1931年には、世界恐慌の影響を受け、昭和恐慌と呼ばれる未曾有の経済危機を迎え賃金労働者は激減し、失業者が増加する。農業部門においても1931年、1934年と凶作・冷害が起こり、東北地方などの農村で少女の身売りが増加したのである（山下 [2001: 93]）。

### 第3節 現代——戦後の児童労働（1945年以降）と児童労働禁止に関連する法制度の整備——

戦後、日本国憲法は男女の平等を謳い、また、国民一人ひとりが教育を受ける権利を保障した。この日本国憲法を受けて1947年労働基準法が成立、同年施行された。これによって雇用主は、児童が満15歳以上にならないければ雇用できないことが明記された。また、前借金と賃金を相殺すること、未成年者に代わって、親権者、後見人が労働契約を締結すること、未成年者の代わりに賃金を受け取ることなども禁止された。さらに18歳未満の抗内労働も禁止された。

しかし、戦後直後には、戦災によって親を亡くした子どもたちが街頭で、夜中であっても、靴磨き、新聞売りなどに従事する姿が多くみられた。1950年の労働省婦人少年局が行った『街頭年少労働者の実態報告』では子ども

905人中、靴磨きが49%、食品売りが31%、新聞売りが12%となっており、15歳の者がもっとも多いとするものの、6、7歳の子どもが兄弟に連れられて働いていたとする（法政大学大原社会問題研究所 [1952: 123-126]）。

また、戦後の貧困のなかで、人身売買も多かった。1949年2月6日の毎日新聞によると、福島・山形県で、人身売買する仲介人11人が送検されたが、これらの者によって売られた子どもたちは103人、多くが13、14歳であり、親に身代金（前借金）をわたしていたとのことだった。労働省婦人少年局の『いわゆる人身売買事件に関する報告書1948～1949年』によると、人身売買は289名であり、うち18歳以下が全体の70%、14～16歳の年齢層がもっとも多かった。また、子どもたちが受け入れられた先は裕福な農家であり、農業をさせられることが多かったとしている（法政大学大原社会問題研究所 [1951: 125]、佐々木 [2011]）。戦後から高度成長期に至るまで、日本の産業において、第一次産業の割合が高かったことが関連していると思われる。

当時のこうした人身売買や街頭での児童労働の問題は深刻であり、1947年児童福祉法が成立し、それ以降、この法律がそれらの問題に対処してきた。とくにこの法律によって18歳未満の午後10時から午前3時までの子どもの物売りに関して禁止されることになった。またその後、日本国憲法に基づき、児童の権利宣言である1951年児童憲章が制定され、そのなかで「すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される」と謳われた。

しかし、その後も人身売買は後を絶たず、その検挙数は上昇していく。警視庁刑事部防犯課の資料によれば、1955年における人身売買検挙数1万4291人中18歳未満は2912人（うち女子2853人）、14歳未満は72人（同58人）となっている。人身売買のほとんどが女性であり、その受け入れ先は接客業、すなわち、商業的性的搾取目的となっている（法政大学大原社会問題研究所 [1957: 153-163]）。戦後、GHQ（連合国最高司令官総司令部）の名のもとで公式に公娼制度が廃止され、江戸時代から続いた日本の公娼制度にピリオドが打たれたものの、依然、買売春が公然と行われていたからである。その後、買売春の禁止を強化するため、1956年に売春防止法が成立、ようやく

1958年に施行されることになった。

このように、戦後、児童労働が社会問題化した後、児童労働を禁止する法制度が相次いで整備されてきた。しかし、それら法制度のおかげで児童労働がなくなり、すぐさま子どもたちが健全な形で学校教育に向かって行ったとは言い難い。貧困が根本的な児童労働の要因である場合には、児童労働の禁止は、子どもたちをさらなる貧困に追い込むことを意味していたからである。また、人々の、とくに性やジェンダーに対する偏見や固定観念は根強いものがあるからであろう。

文部省の1953～1954年の『長期欠席児童調査』によれば、全国の小・中学生のうち、欠席50日以上<sup>カゴヤマ</sup>の長期欠席児童は28万人にも上る。また、長期欠席する理由として、家計補助のため働いている場合が多いと報告されている。子どもたちの家族が農業・漁業に従事している場合には多くが家業を手伝っている。子どもたちが家業以外で働いている場合には、大工、工具、女中、給仕などの仕事をしている割合が多いとしている（法政大学大原社会問題研究所 [1956: 165]）。

当時のこのような実態から、児童労働と学校教育のあり方についての議論がいくつかみられた。籠山 [1955] は、1954年の北海道のイカ釣り漁業に従事する小中学生の実態を考察し、子どもが労働力の一部とならなければ、家計だけでなく、産業そのものが成立しない状況から、学校教育と児童労働のトレード・オフ関係の解消が困難であることを述べている。小川 [1955] は、農業など家業を手伝う児童労働を禁止、制限するのではなく、児童の労働体験を学校教育内容のなかに取り込み、学校教育と児童労働を統合していくことの重要性を主張した。

1960年代、日本は高度経済成長期に入る。第一次産業から第二次産業への転換や経済発展は国民の生活水準のレベルを高め、国内の児童労働は、国内人身売買を含め、急速に減少する。ようやく学校教育と児童労働の葛藤が落ち着くことになったのである。この時期以降、日本国内には児童労働がなくなったと感じる人が多くなったものと思われる。

しかし、1970年代に入ると、いわゆる「性の商品化」時代の始まりとともに、フィリピン、タイ、コロンビアなどから幼い少女を含んだ女性が日

本に送りこまれ、性産業で働かされるという状況が出てきた（浅野 [2011: 223-224]）。あるいは、日本からフィリピン、タイなどへ児童買春を行うため渡航する者も出てきたのである（吉田監修・JNATIP 編 [2004: 20]）。

さらに、1980年代後半以降、「性の商品化」の多様化とともに、国内で子どもたちが児童買春やポルノのビデオ、写真製造などに巻き込まれるケースが増えてきた。貧困との関連性は希薄化したが、急速に発展するIT化の流れのなかで、出会い系サイトなどを通じ、子どもたちがこれらに出遭う危険性が増してきているのである。

18歳未満の子どもの権利保護の観点から、1989年、国連において「児童の権利に関する条約」（通称、子どもの権利条約）が採択された。日本は、これを批准したため、1994年以降、日本国内でも効力を発している。この条約の重要な点は、子どもを「保護される対象」としてみるのではなく、大人とまったく同様の「権利を保有している主体」とみる点である。また、大人にも子どもにもこの条約の考え方を周知させなければならないとしている点である。この条約をきっかけに、少しずつ子どもに関する政策や活動に変化がみられる。たとえば、子どもがさまざまな商業的性的搾取の被害者にならないために、子どものもつ権利に基づき、子どものエンパワメントを支援する活動などが出てきている<sup>(22)</sup>。これらは新しい動きである。

しかし一方で、1996年にストックホルムで開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」において、「日本は児童に対する性的搾取の規制を怠っている」との非難を受け、国際的には、商業的性的搾取分野の児童労働の対策に関して、遅れていると言わざるを得ない状況にあった。これらの批判を受け、1999年児童買春・ポルノ法が成立、同年施行されることになった。この法律のもと、毎年、児童買春や児童ポルノが日本国内で摘発されている<sup>(23)</sup>。日本国内に児童労働、なかんずく「ILO 第182号条約に定義される最悪の形態の」児童労働が存在しないと断言できないのはこのような事実からなのである。

## おわりに

本章では、日本の児童労働がどのような要因で生じ、どのように減少していったのかその社会・経済メカニズムについて考察した。そのなかで、日本では、産業革命期の主導的な産業であった製糸工場、紡績工場においてさえも、学齢期以下の労働者の割合は高くないことが確認できた。しかしまた、年長の少女も含め、児童労働が女子に偏っていることが大きな特徴であったことが確認された。

江戸時代以降の遊女や遊女の予備軍、子守、製糸工場や紡績工場などの女工、そして今もなくなるに商業的性的搾取の犠牲者たちは、歴史的観点から連続性をもっているように感じられる。なぜ、日本の児童労働は、女子に偏っていたのだろうか。ジェンダーの差に注目しながら、日本の児童労働がどのような要因によって生じていたかをもう一度概観してみよう。

まず、児童労働の供給側の主要な要因としては、貧困が挙げられる。貧困が児童労働を促進させたことは疑いない。そのとき、働きに出ることが子ども自らの意思である場合もあったであろうし、そうでない場合もあった。江戸時代の年季奉公で働く丁稚や硝子工場で徒弟として働く男子の場合には、多くが生計を立てるための技能や技術を獲得するという目的で、自らの意思で働き始めていた。

しかし、女子の場合には、幼少の頃、親の意思で売られたり働かされたりする者もあった。たとえ自らの意思で働き始めたとしても、「女性は家を守るため犠牲になるべき」という倫理観のためだったと考えられる。一般的に、家計内における子どもの交渉力というものが小さいため、自らの意思とは無関係に働かされやすい状況にある。日本のように、「家を守るために犠牲になるのは女性」との考えが社会全体にある場合には、男子よりも女子の労働供給を促進させることになったものと考えられる。

つぎに労働需要側の主要な要因について考えよう。産業革命初期、どの工場においても、厳しい国際競争と経済環境のなか、労働者を低賃金、かつ雇用主本意の労働条件で働かせるためには、年少者を雇用する方が、都

合がよかったからであろう。このとき、肉体労働、熟練労働、知的労働は男性、力のいらぬ単純労働、あるいは手先を使う仕事は女性といった性別による職域分離が強かったことが、女子の労働需要をいっそう増加させていたと考えられる。

明治期の紡績業の場合は、機械化が進んでいったが、機械化によって熟練作業や肉体労働が必要のない分、男性よりむしろ女子の労働需要が大きかった。一方、製糸業の場合は熟練の必要な手工業であった。しかし、手が器用であること、長時間であっても従順に、忍耐強く働かせる必要があったことなどから、女子の労働需要を高めていたのである。

マッチ工場、段通工場などの場合には、生産性の低い女性労働と児童労働が代替的な関係にあったと考えられる。つまり労働需要側にとって成人女性であろうと、母親についてくる子どもであろうと、労働力を確保できるなら、どちらでも構わなかったのであり、それが児童労働の需要増加につながったと考えられる。母親が内職として家内で請け負う仕事に関して子どもは参加しやすい状況にあった。

制度面の不備も児童労働を生じさせる要因となり得る。日本の場合、近代においても、なお自由かつ開放的な労働市場が欠如していたこと、仲介人によって労働需要が満たされるケースが多かったことが、児童労働、とくに女子の最悪の形態の児童労働を助長させていた。過酷な労働条件や労働環境、性的搾取や誘拐といった非人道的なことがまかり通ったのも、女性に対する偏見があることに加え、労働力を正当に評価するシステムが整備されていなかったためである。

工場法や義務教育といった法制度は、貧困家庭の女子には不利に働いた。工場法成立後、新たな児童労働の供給は減少したかもしれない。しかし、それまで働いていた子どもたちは、規制の届かないより小さな工場、あるいは、子守などインフォーマルな部門に追いやられた。女子の場合、教育を受けることが義務づけられてきたものの、男子と同じく学問することは誤りとの考えが強かった。彼女たちはより条件の悪いところに行かざるを得なかったのである。

それでは、日本で児童労働を減少させた要因は何だったのだろうか。ま

た、どのような政策が有効だったのだろうか。Cunningham [1995] は欧米諸国が第一次産業革命後、児童労働を減少させた要因として、経済成長、技術レベルの向上、法的規制や義務教育の強化、子ども観の変化などを挙げ、これらが複合的に作用したとする。経済成長のみでは、決して十分ではないが、経済成長なくしてはほかの手段は有効に作用しなかったことを強調している。

日本の歴史的な経験から、義務教育の浸透、技術レベルの向上、産業構造の転換、経済成長、さまざまな分野の法的規制など、個々の事柄が児童労働を減少させるのに不可欠であったことが示されている。ただし、義務教育や法整備だけでは、児童労働を減少する決定的な要因にはなっていない。産業構造の転換や経済成長など経済的要因が重要な鍵となってきたことは、みてきたとおりである。日本の場合も、複合的に作用していることは間違いない。しかしこれらだけでも十分とはいえない可能性がある。

日本の歴史的経験から、児童労働を廃絶するために、政策にジェンダーの視点を組み込んでいくこと、人々の人権意識を向上させることの重要性も強調しなくてはならない。高度経済成長期に入り、われわれの国内において児童労働はなくなったかのようにみえた。しかし、経済が豊かになった今であっても、商業的性的搾取分野における児童労働には、なお注意を払わなければならない状況がある。

歴史からわかるように、女子の児童労働の多くは、家事や人をケアする労働であり、性労働である。女性のそのような労働は、もともとは家族のために無償でなされるものとの考えが根底にあり、たとえ市場化された労働であっても賃金が低く抑えられてきた。

また女性は、そもそも一家の生活を扶助するための補助的な労働をするに過ぎなかった。このことも女性の賃金が低く抑えられてきた原因である。そのため、自分の生計を立てるほどに稼ぐことは不可能だったし、女性の得たわずかな収入さえも自分のものになることはなかった。産業革命期に、少女や未婚女性が雇用労働者として働き始めたが、女性の労働市場への進出が女性の地位の向上や自立につながることはなかったのである。

このような女性役割に対する偏った見方が残っている場合、たとえ、教

育が普及し経済成長により生活水準が向上したとしても、女子の児童労働問題を解消できない可能性が高い。これは、商業的性的搾取分野の女子児童労働が多い国に共通する問題点ではないだろうか。何世代にもわたりわれわれの心を浸食している偏見をなくし、人権、とくにジェンダーに対する人々の理解を深めないかぎり、児童労働を根絶することはできないのである。

そのためには、ひとつに、法や経済・社会政策などのなかにジェンダーの視点を統合していくことが重要となるだろう。ジェンダーに中立的な法整備やジェンダー格差を是正するような政策が必要である。またひとつに政府主導のマクロ政策だけでなく、家族やコミュニティ、各種組織を形成するわれわれ一人ひとりに目を向けたミクロ的なアプローチが必要となるだろう。一人ひとりの人権が守られるように具体的な支援の手を差し伸べること、一人ひとりをエンパワーメントしていくことが不可欠である。

もちろん、日本の歴史のなかで、ミクロ的なアプローチによって人々の意識に影響を及ぼすような活動をした人たちがいなかったわけではない。たとえば、貧困子女教育を実践した野口幽香らである。1900年、東京の貧民街に幼稚園を設立し、貧民子女の教育また、父母たちの意識変革に取り組んだ（脇田ほか編 [1987: 219]）。明治期以降は、キリスト教系の慈善団体を中心に日本国内にそのような草の根の動きが少しずつみられるようになってきた。現在は、日本国内外においてNGO、NPOを中心に子どもや女性のエンパワーメントを支援する活動が多く見受けられる。

日本の事例でみたように、児童労働の発生、減少は、ジェンダー要因も重なった、複合的な社会・経済メカニズムが関連している。ここから、われわれは包括的なアプローチで、児童労働問題に対処、予防を図っていかなければならないことを学ぶのである。

#### 〔注〕

- (1) 商業的性的搾取とは、1996年スウェーデンのストックホルムで開催された第1回「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」で使用された Commercial Sexual Exploitation of Children の日本語訳である。これに含まれる具体的なものとしては、「児童買春」「児童ポルノ」「性的目的による児童の人身売買」である。

- (2) 1872年「学制」頒布以降、義務教育の制度化が図られてきたが、1886年の小学校令により、保護者が学齢児童に初等教育を受けさせる義務があることが明確化された。
- (3) 明治期に來日した米国人 Morse はその日記 *Japan Day by Day* のなかに「日本は子どもの天国である。世界中で日本ほど子どもが大切に扱われ、子どものために多大な注意が払われる国はほかにない」と記している。小西・田辺構成 [1988: 36-37] を参照。
- (4) 2000年11月15日に国連総会において「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」(略称、国際組織犯罪防止条約)が採択されて以降、日本政府は「人身売買」ではなく、「人身取引」という言葉を使用している。本章ではおもに2000年以前の歴史的事実についてふれているため、「人身売買」という言葉を用いる。
- (5) 公認されていた遊女(公娼)も、後に述べる非公認の遊女(私娼)も、その契約内容は類似していた(牧 [1971: 152] を参照)。
- (6) 1733年制定された「御定書」第46条、またその但し書きにある。山本 [1983: 5] を参照。
- (7) 江戸時代の1688年から1703年には、公認された遊郭が日本全国で35カ所あったといわれている。ただし、数については諸説ある。山本 [1983: 17] を参照。
- (8) 労働の有償的提供を目的とする年季奉公契約に対し、人身売買の特徴をもつため、これと区別するため、身売の年季奉公契約と呼ばれた。牧 [1971: 116] を参照。
- (9) 非公認の遊女(私娼)については、その実態の研究が遅れているが、公認された遊女(公娼)よりも立場や条件がさらに悪かったと考えられる。
- (10) 遊女といっても、位があり、必ずしも貧しい農家から送られてきたとは限らない。最高位である「太夫」の場合、出自を武士の娘としているものがある。非公認の遊女(私娼)の場合にはほとんどすべてが百姓の娘とされる。牧 [1971: 143] を参照。
- (11) 綿などの厚い敷物のこと。
- (12) 鉱山における児童労働について、『職工事情』に類するような児童労働の状況を知る詳細な資料がない。1920年の国勢調査の推計によると、鉱山労働者のうち、14歳以下は2.6%と報告されている。炭鉱における労働力の構成としては、男性労働力の比重が高く、若年の女性労働力は少なかった。夫婦で働くことが多かったことから、既婚の女性労働力は多かった(西成田 [1985: 71-104] 参照)。鉱山労働者に関しては、ほかの産業に比べ、労働災害が多く、年間の死傷者数が非常に多い。1924年の第9回工場監督年報によると、工場法適用工場での死亡者総数は男女合わせて174人に対し、商工省の調査による鉱山労働者の死亡者総数は2007人となっている。もっとも多い労働災害は、落盤事故であり、死亡原因も落盤事故によるものももっとも多いとしている。このように、たとえ、15歳以上の子どもであったとしても、子どもが坑内で労働することには相当の危険をとまっていたと考えられ、現在でいうところの「有害危険労働」に該当すると思われる。
- (13) 犬丸 [1998: 中巻, 319] を参照。麦稈<sup>ばっかんぎなた</sup>貞田、花筵は家内工業に属し、「農家の副業や婦女・児童の内職」であったという。
- (14) 犬丸 [1998: 上巻, 25, 223] を参照。紡績業については、1887年の紡績連合会の統計、製糸業については、1889年の農商務省の工場統計による。日本の紡績業の女子比率は英国の紡績業の比率59%と比べ、高かった。

- (15) 製糸業に関しては、その始まりである富岡製糸場では、士族の娘が40%を占めていたとされる（後藤 [1987: 37] を参照）。1870年、明治政府は、群馬県の富岡に官営の富岡製糸場を設立し、製糸技術の指導者となる女性の養成をしたのであった。彼女たちは仕事に誇りをもっていた（脇田ほか編 [1987: 212] を参照）。しかし1882年頃から民間企業が登場するとともに、農村家内工業が没落し、とくに貧しい農家の娘が新しい民間の工場へ吸収されていくのである。
- (16) 犬丸 [1998: 上巻, 224] を参照。男子労働者に関しては、14歳未満は56人であり、全労働者の0.2%にも満たない。
- (17) 犬丸 [1998: 上巻, 225] を参照。紡績業においては、景気によって深夜業をしない場合においては、若年労働者から先に解雇されるため、10歳未満が少ない場合もあるとし、深夜業が復活すれば子どもが雇用される可能性があると報告されている。
- (18) 米国南部の場合には、労働力確保のため、雇用主が労働者のための家を提供していた。雇用主は、労働者に対する、住宅という大きな投資を賄うため、男女子どもを含めた家族全員で働くことを前提とした家族賃金制度（Family Wage）を採用したのである（Hindman [2002: 155] を参照）。英国において、親の仕事を手助けすること、一定年齢に達した児童は親の仕事を継ぐこと、すなわち家族作業単位が、工業化以前から当然のこととして受け止められていた（武居 [2003: 52] を参照）。
- (19) 製糸業においては、長時間労働、低賃金、粗悪な食事に関して苦しかったと答えた者は少なく、大部分は「それでも家の仕事よりも楽だった」と答えているという。山本 [1977: 332] を参照。
- (20) 1923年成立、1926年施行の工業労働者最低年齢法による。
- (21) 田中 [1967: 153] の表7（社会事業第5巻第4号）を参照。
- (22) たとえばCAP（Child Assault Prevention）プログラムがある。米国で開発された、子どもの人権意識、エンパワーメントを向上する教育プログラムである。<http://www.cap-j.net/>を参照。
- (23) 警察庁資料（「少年非行等の概要」平成23年版）によれば、2009年の児童買春の送致件数が954件、児童ポルノで1342件、被害児童は児童買春で743人、児童ポルノで618人となっている。

#### [参考文献]

##### <日本語文献>

- 赤坂憲雄 [2006] 『子守り唄の誕生』講談社。
- 赤松啓介 [1994] 『民謡・猥歌の民俗学』明石書店。
- 浅野富美枝 [2011] 「現代——多様化する家族と結婚のかたち——」（服藤早苗監修、伊集院・栗山ほか著『歴史のなかの家族と結婚』森話社 204-253ページ）。
- 池本幸三・布留川正博・下山晃 [1995] 『近代世界と奴隷制——大西洋システムの中で——』人文書院。
- 石井昭示 [1992] 『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店。
- 石崎昇子 [2011] 「近代——都市家庭の形成と結婚観の変化——」（服藤早苗監修、伊

- 集院・栗山ほか著『歴史のなかの家族と結婚』森話社 152-203ページ。
- 石原修 [1970]「女工と結核」(笹山京編・解説『生活古典叢書第5巻 女工と結核』光生館 174-198ページ, 初版は1947年に出版)。
- 犬丸義一校訂 [1998]『職工事情』上・中・下巻 岩波書店 (初版は農商務省商工局より1903年に出版)。
- 井上清 [1967]『新版 日本女性史』三一書房。
- 岡本良知 [1934]「16世紀に於ける日本人奴隷問題 (上)」(『社会経済史学』第4巻第3号 1-19ページ)。
- 小川太郎 [1955]「農村児童労働に関する一考察」(『教育社会学研究』第7号 103-113ページ)。
- 落合恵美子 [1994]「近世末における間引きと出産」(脇田晴子・S. B. ハンレー編『ジェンダーの日本史 (上)』東京大学出版会 425-459ページ)。
- 笹山京 [1955]「漁村における児童労働と学校教育の関係に関する一研究」(『教育社会学研究』第7号 114-129ページ)。
- 鬼頭宏 [2000]『人口から読む日本の歴史』講談社。
- 後藤敏夫 [1987]『日本女性労働史のための序章』城西大学学術研究叢書4 城西大学女子短期大学部。
- 小西四郎・田辺悟構成 [1988]『モースの見た日本——セイラム・ピーボディ博物館所蔵 モース・コレクション/日本民具編——』小学館。
- 権世智彦 [1972]「児童労働の実情と児童保護の思想——工場法成立過程の段階において——」(『近代史研究』第16号 16-25ページ)。
- 斎藤修 [1997]「歴史のなかの児童労働——ヨーロッパ・日本・コロンビア——」(『比較史の遠近法』NTT出版 217-239ページ)。
- 齊藤佳史 [1999]「産業革命期フランス・アルザス地方における児童労働問題——1841年児童労働法と企業家——」(『社会経済史学』第64巻第5号 57-84ページ)。
- 佐々木綾子 [2011]『『人身売買』の定義再考にむけて——『いわゆる人身売買』と労働搾取問題——』(『大原社会問題研究所雑誌』第627号1月 30-44ページ)。
- 関山直太郎 [1958]『近世日本の人口構造——徳川時代の人口調査と人口状態に関する研究——』吉川弘文館。
- 曾根ひろみ [2003]『娼婦と近世社会』吉川弘文館。
- 武居良明 [2003]「イギリス綿工業と児童労働——19世紀初期から戦間期まで——」(『社会経済史学』第69巻第4号 49-69ページ)。
- 田中勝文 [1967]「児童労働と教育——とくに1911年工場法の施行をめぐって——」(『教育社会学研究』第22集 148-161ページ)。
- 玉野井麻利子 [1995]「抵抗としての子守唄——近代日本における国家建設と子守のサブ・カルチャーについて」(脇田春子・S. B. ハンレー編『ジェンダーの日本史 (下)』東京大学出版会 519-541ページ)。
- 西成田豊 [1985]「石炭鉱業の技術革新と女子労働」(中村政則編『技術革新と女子労働』国際連合大学 71-104ページ)。
- [1988]『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会。
- フロイス, ルイス [1991] (岡田章雄訳注)『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波書店。

- 法政大学大原社会問題研究所 [1923] 『日本労働年鑑』 第4集。  
 —— [1925] 『日本労働年鑑』 第6集。  
 —— [1927] 『日本労働年鑑』 第8集。  
 —— [1951] 『日本労働年鑑』 第23集。  
 —— [1952] 『日本労働年鑑』 第24集。  
 —— [1956] 『日本労働年鑑』 第28集。  
 —— [1957] 『日本労働年鑑』 第29集。  
 細井和喜蔵 [1954] 『女工哀史』 岩波書店（初版は改造社より1925年に出版）。  
 牧英正 [1971] 『人身売買』 岩波書店。  
 三好信浩 [2000] 『日本の女性と産業教育——近代産業社会における女性の役割——』 東信堂。  
 山下文男 [2001] 『昭和東北大凶作——娘身売りと欠食児童——』 無明舎出版。  
 山本茂実 [1977] 『あゝ野麦峠——ある製糸女工哀史——』 角川書店。  
 山本俊一 [1983] 『日本公娼史』 中央法規出版。  
 横山源之助 [1949] 『日本の下層社会』 岩波書店（初版は教文館より1899年に出版）。  
 吉田容子監修, JNATIP (Japan Network Against Trafficking in Persons) 編 [2004] 『人身売買をなくすために——受入大国日本の課題——』 明石書店。  
 脇田晴子・林玲子・永原和子編 [1987] 『日本女性史』 吉川弘文館。

<外国語文献>

- Chassagne, S. [2003] “Réflexions d’un historien sur le travail des enfants en Europe \*XIX-XXè” *Éthique et économique*, 1, pp.1-4.  
 Cunningham, H. [1995] “Child Labour and Industrialization,” Working Conditions and Environment Department Working Paper No.1, Geneva: International Labour Office.  
 Hindman, H.D. [2002] *Child Labor: An American History*, Armonk: M.E. Sharpe.  
 Minard, P. [2011] “Marx ou la gloire du travailleur,” *L’Histoire: le travail malédiction ou libération?* No.368, pp.74-81.  
 Nardinelli, C. [1990] *Child Labor and the Industrial Revolution*, Bloomington: Indiana University Press.  
 Saito, Osamu [1996] “Children’s Work, Industrialism, and the Family Economy in Japan —1872-1926,” Hugh Cunningham and Pier Paolo Viazzo, eds., *Child Labour in Historical Perspective 1800-1915: Case Studies From Europe, Japan and Colombia*, New York: UNICEF International Child Development Centre, pp.73-90.  
 Tamanoi, Mariko A. [1991] “Songs as Weapons: The Culture and History of Komori (Nursemaids) in Modern Japan,” *Journal of Asian Studies*, Vol.50, No.4, Nov., pp. 793-817.  
 UNICEF [2006] *The State of the World’s Children 2007: Women and Children the Double Dividend of Gender Equality*, New York: UNICEF.